

JAえひめ南 セカンドライフ応援定期貯金

期間限定の特典をご用意しました。

平素は、JAえひめ南を御利用いただきまして、誠にありがとうございます。この度、退職を迎えられ新たなステージへ歩み出される皆様に「JAえひめ南セカンドライフ応援定期貯金」を新たにご用意いたしました。ぜひ、ご利用ください。

特典 特別金利

期間3ヶ月……年**1.0%** (税引き前)

期間 1年

店頭表示利率(注)に最大 **年0.4%** 上乗せ (税引き前)

※金利上乗せの条件

なし 上乗せ +年0.2%

【年金指定・予約】 上乗せ +年0.2%

(注)適用する店頭表示利率

100万円以上300万円未満…「スーパー定期(300万円未満)」

300万円以上1,000万円未満…「スーパー定期(300万円以上)」

1,000万円以上…「大口定期貯金」

募集期間： 2026年1月5日～2026年12月30日

※ 100万円以上、退職金のお預入(1年以内に受け取られた退職金受取額を上限)に限定させていただきます。

お客様のセカンドライフのお手伝いを是非

JAえひめ南にさせていただきます。



JAえひめ南

住所/〒798-0031 宇和島市栄町港3-303
【代表電話番号】(0895)22-8111 【担当】金融部信用企画課

商品概要説明書

＜セカンドライフ応援定期貯金＞

(2026年1月5日現在)

1. 商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金(単利型)・大口定期貯金 (愛称:セカンドライフ応援定期)
2. 販売対象	・個人のみ(退職金を受取られたご本人のみ)
3. 預入原資	・退職金のお受け取りから1年以内の個人
4. 期間・預入形態	・3か月/1年 ・証書式でのお取扱い(総合口座通帳でのお取扱いはできません)
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000,000円以上(退職金受取額を上限とします) ・1円単位
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 計算方法 (3) 利払頻度 (4) 満期後の取扱い (5) 税金 (6) 金利情報の入手方法	・①期間3ヶ月の場合年1.0%(税引き前)。 ・②期間1年の場合、預入時のスーパー定期貯金(1年もの)又は大口定期貯金の店頭表示利率に年0.2%(税引き前)上乗せいたします。尚、えひめ南農協に公的年金の振込指定がある(年金振込指定予約が確認できる方も含みます)場合、さらに年0.2%(税引き前)上乗せいたします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・お利息については満期日以降に一括支払いいたします。 ・本商品の自動継続はできません。解約の手続きが必要となります。満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・20.315%※(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または窓口でお問い合わせください。
8. 手数料	—
9. 付加できる 特約事項	・スーパー定期貯金はマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
10. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、スーパー定期貯金(単利型)または大口定期貯金の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。
11. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支所または金融部(電話:0895-22-8111)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)となります。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAえひめ南